

第二種金融商品取引業協会 のご案内



第二種金融商品取引業は、

信託受益権やファンドなどを活用して幅広い事業に資金を供給し、
経済や社会の発展や国民の資産形成の促進を図ります。

第二種金融商品取引業協会は、

第二種金融商品取引業を公正かつ円滑にし、その健全な発展と
投資者保護に資することを目的とする自主規制団体です。



ご挨拶

本協会は、信託受益権やファンド(二種ファンド)を取扱う第二種金融商品取引業の事業者団体であり、内閣総理大臣の認定を受けた金融商品取引法上の自主規制団体(認定金融商品取引業協会)です。第二種金融商品取引業には証券業、銀行業、リース業、不動産業、建設業など幅広い業種が参入しており、約600社が本協会に加入しています。

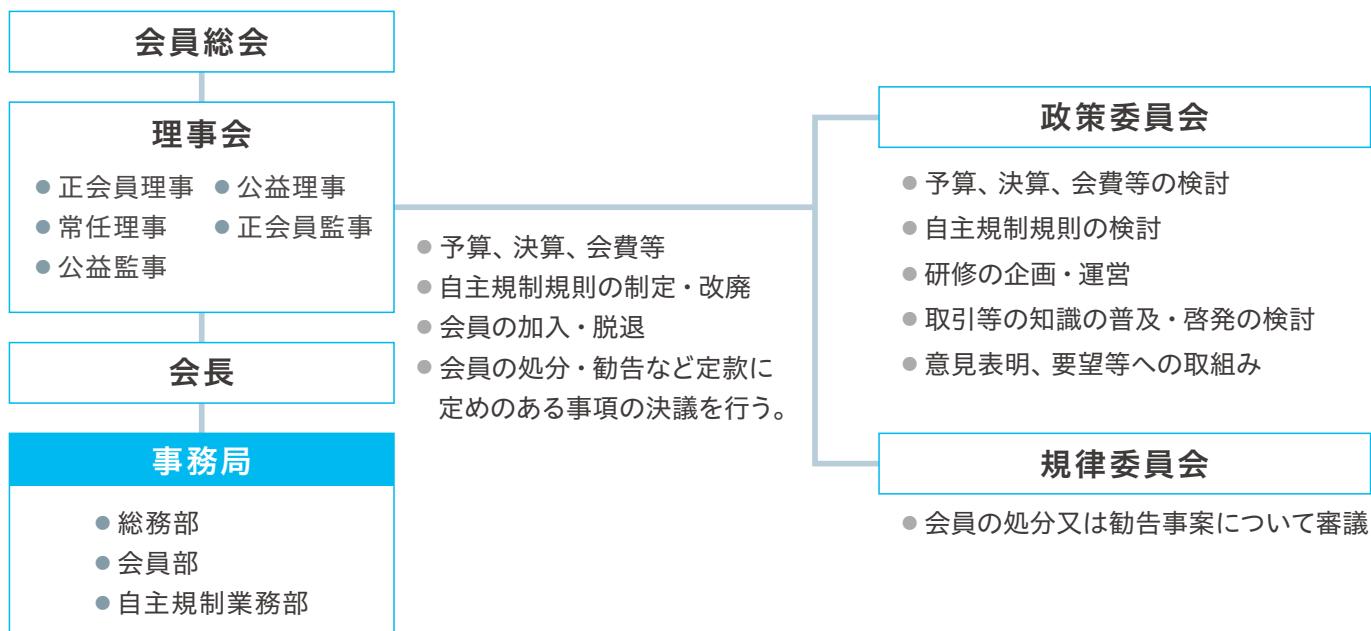
信託受益権は不動産取引や資産流動化に利用されており、ファンドは投資事業のほか、スタートアップやイノベーション、共感や支援に基づく地域活性化事業やSDGs関連事業などに幅広く資金を供給しています。

「貯蓄から投資へ」が重要な課題となるなか、本協会としましては、自主規制規則や事業者への指導を通じて投資者保護を図りつつ、第二種金融商品取引業が金融の円滑化や国民の資産形成に一層貢献できるよう、不斷に努力して参ります。



会長 森田敏夫

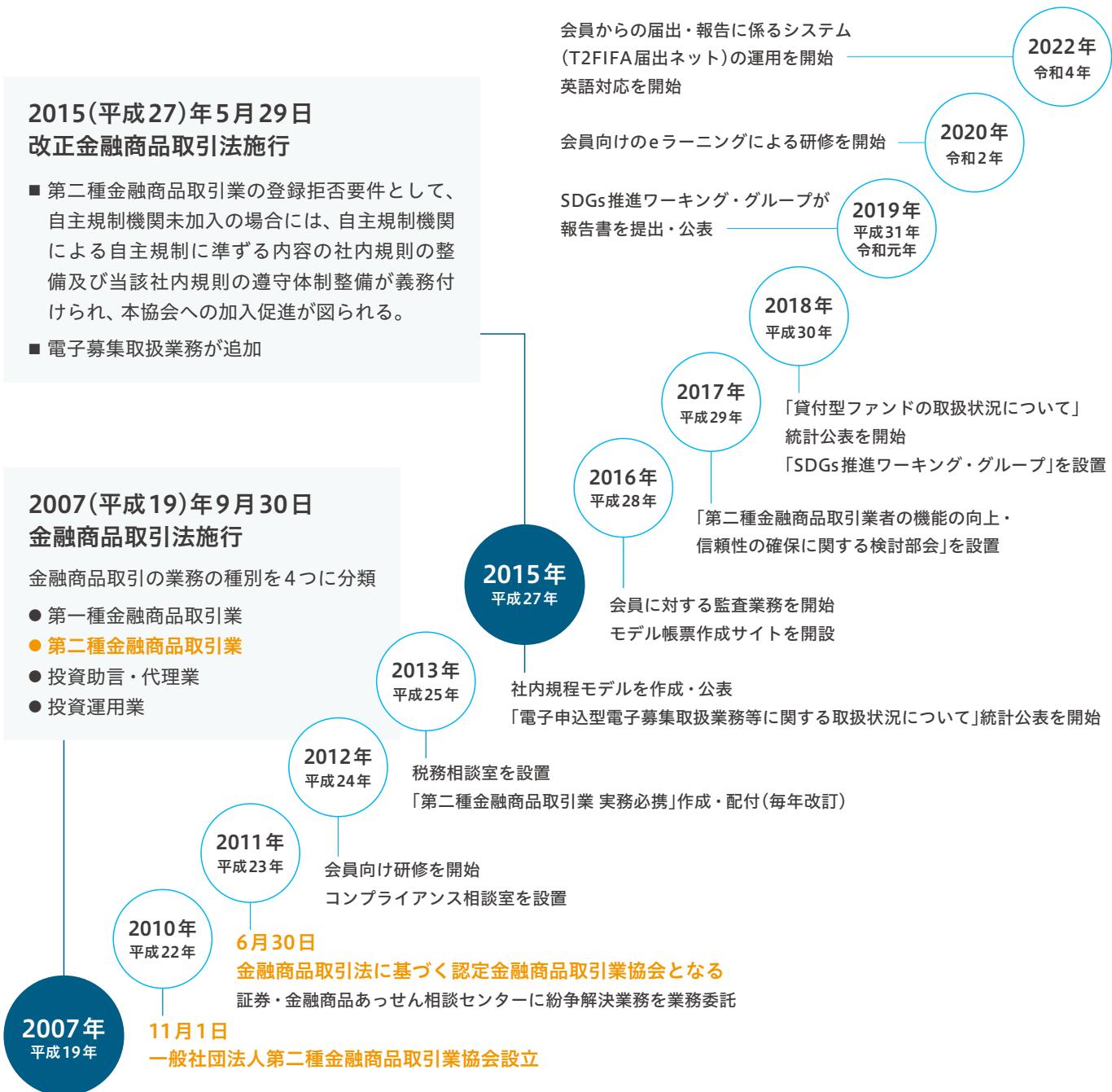
協会の組織



○ 金融商品取引業

2007(平成19)年に施行された金融商品取引法は、有価証券や有価証券とみなされる権利(みなし有価証券)などについて、一定の行為を業として行うことを金融商品取引業と定義し、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行うことはできないと規定しました。金融商品取引業には、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の4つの種別があります。

協会の沿革



● 自主規制機関

本協会は、金融商品取引法上の自主規制機関として内閣総理大臣の認定を受けた「認定金融商品取引業協会」であり、定款において、会員が行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としています。

金融商品取引法は自主規制機関の制度を整備し、一般的な機能として自主規制規則の制定や会員の法令遵守状況の調査・指導、規則違反等に対する処分、苦情・紛争解決等を規定しました。金融知識の普及・啓発、広報についての努力義務も課されており、金融経済教育の担い手としても期待されています。

協会の自主規制の範囲

第二種金融商品取引業は、金融商品取引法が規定する「みなし有価証券」等の販売・勧誘を業として行うことをいいます。本協会は、自主規制規則を策定し、第二種金融商品取引業の公正・円滑化や投資者の保護を図っています。

本協会では、第二種金融商品取引業のうち、**自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等**を**「自己募集その他の取引等」と定義**し、自主規制の対象としています。

◆自己募集その他の取引等

1 自己募集とは

自己募集とは、有価証券の発行者自らが、新たに発行される有価証券の取得勧誘を行うことをいい、金融商品取引法は一部の有価証券の自己募集を金融商品取引業として規制しています。

みなし有価証券の場合、勧誘に応じることにより相当多数の者(500名以上)が当該証券を所有することとなる場合を募集、それ以外を私募といいます。

本協会が自主規制の対象とするのは、集団投資スキーム持分及び信託型商品ファンド(商品投資等に係る信託受益権)です。

2 みなし有価証券の売買その他の取引等とは

金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利について、以下の行為等が対象となります。

- ① 売買
 - ② 売買の媒介・代理
 - ③ 募集・売出し・私募の取扱い
- ③は、発行者(事業者)等より委託を受け、勧誘・販売を行う行為です。

用語解説

売出し ▶ 募集が新たに発行される有価証券の取得勧誘を指すのに対して、売出しは、二項有価証券の場合、発行済の誰かが保有している有価証券の売付け勧誘により、当該有価証券を相当程度多数の者(500名以上)が所有することとなる場合を指します。

私募の取扱い ▶ 一般に、有価証券の発行者からの委託を受けて、その取得勧誘を代行する行為を私募の取扱いといいます。第二種金融商品取引業者に勧誘を委託することにより、発行者自身が第二種金融商品取引業の登録をする必要はなくなります。

みなし有価証券とは

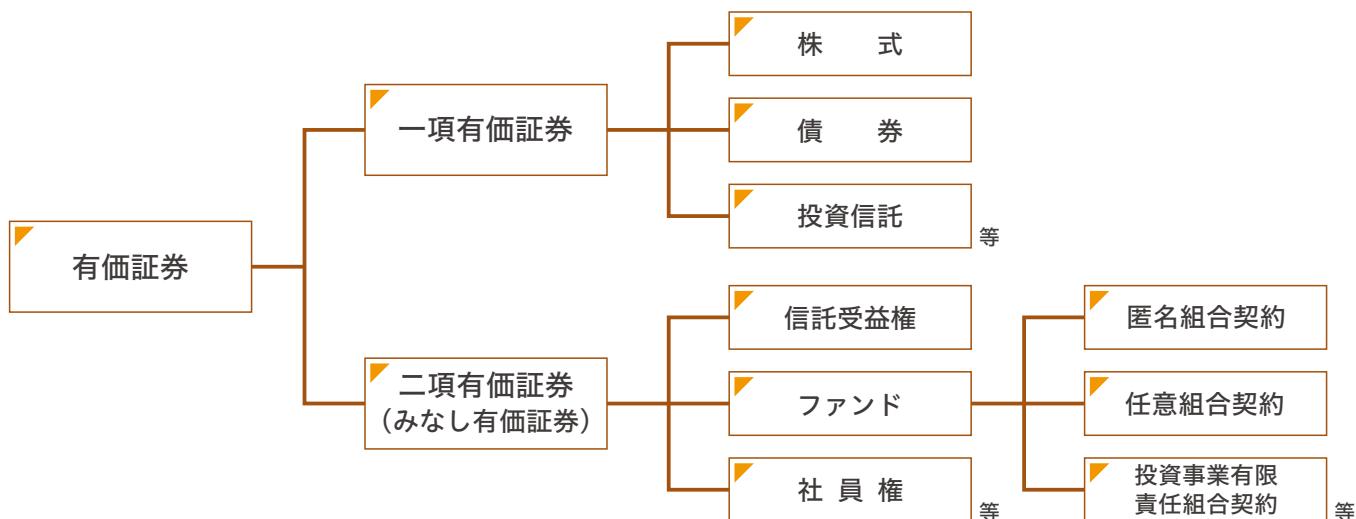
- 金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされている、流動性の低い有価証券です。
- 民法上、「有価証券」とは、財産権を表示する紙片（証券、証書などの紙切れ）であって、その権利の発生、移転及び行使が紙片でなされることを必要とするものと考えられます。例えば、手形・小切手などが該当します。これに対して、金融商品取引法上の「有価証券」は民法上の有価証券とその範囲が異なります。
- 本協会の自主規制の対象である「みなし有価証券」は、証券や証書に表示されるようなものではないものの、投資者保護の必要性があることから、有価証券とみなして、金融商品取引法の適用を受けています。

コラム

一項有価証券と二項有価証券

有価証券に関する一定の行為は投資者保護の観点から規制の対象とされますが、有価証券の範囲は拡大しています。金融商品取引法の前身である証券取引法の時代に、民法組合や匿名組合、投資事業有限責任組合契約や有限責任事業組合契約に基づく権利が有価証券とみなされて、規制対象に追加されました。金融商品取引法はこれらの権利を「集団投資スキーム持分」という概念のもとに包括し、信託受益権等も加えて同法第2条第2項に「みなし有価証券」として規定しました。

みなし有価証券が「二項有価証券」と呼ばれるのに対し、同条第1項に規定される株券や債券等は「一項有価証券」と呼ばれます。一項有価証券に比べると二項有価証券は情報の開示などの規制が緩やかで、流動性が低いといえます。



(注)令和元年の金融商品取引法改正により、ブロックチェーンなどの分散型台帳技術を活用した「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される権利」が「電子記録移転有価証券表示権利等」として規制の対象となりました。電子記録移転有価証券表示権利等には、①株式や社債などをデジタル化したもの、②受益権や集団投資スキームなどをデジタル化したもののうち流通性の高いもの（電子記録移転権利）、③同じく流通性の低いものの3種類があり、①と②は一項有価証券、③は二項有価証券とされました。

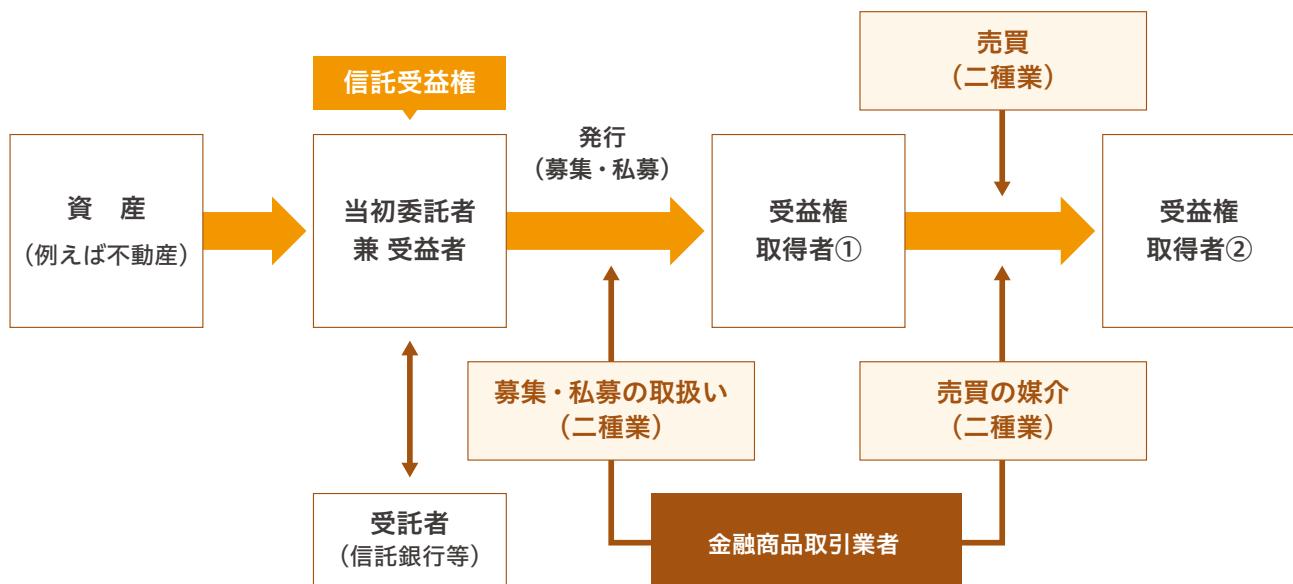
みなし有価証券の例

1 信託の受益権(国内・外国)

信託の受益権(信託受益権)は、金融商品としての取引実態を踏まえ、金融商品取引法でみなし有価証券とされました。委託者(資産保有者)が受託者(信託銀行等)に信託した財産から発生する経済的利益を受け取る権利であり、当該権利を売買その他で取得した者が受益権者になります。

信託することにより所有権は委託者から受託者に移りますが、資産から得られる収益(賃料等のキャッシュフロー)は受益権者が取得します。

信託受益権は不動産取引や資産の流動化・証券化に多く利用されています。



コラム

資産の流動化・証券化

資産の流動化とは、不動産等流動性の低い資産の保有者(オリジネーター)が、当該資産を譲渡等により他の主体(ビーグル)に移し(保有者の倒産リスクから隔離するための措置)、資産から得られる収益の分配を受ける権利を証券形態で販売することにより資金調達するもので、証券化ともいわれます。なお、収益がビーグルと投資家で二重に課税されないように、導管体(信託や組合等)が利用されます。

流動化の手法の一つである合同会社と匿名組合を用いたスキーム(GK-TKスキーム)では、ビーグルに合同会社を用い、資金調達には匿名組合出資と金融機関融資を組み合わせます。オリジネーターが信託銀行に不動産を信託して信託受益権を取得し、匿名組合営業者である合同会社は出資・融資を原資として信託受益権を譲り受けます。合同会社には会社更生法の適用がなく、出資者(社員)を一般社団法人とすることにより、倒産隔離が確保されます。匿名組合への分配額は組合員の段階でのみ課税されます。

不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業は、事業者が契約等に基づき出資を受けて不動産を取得します。当該契約に基づく権利は金融商品取引法の適用除外とされていますが、特別目的会社(SPC)をビーグルとする場合(特例事業)は、当該権利の取扱いが第二種金融商品取引業となります。

2 ファンド(国内・外国)

民法組合、匿名組合契約(TK)、投資事業有限責任組合契約(LPS)、有限責任事業組合契約(LLP)等に基づく権利で、以下の要件を満たすものはみなし有価証券とされ、集団投資スキーム持分と呼ばれます。

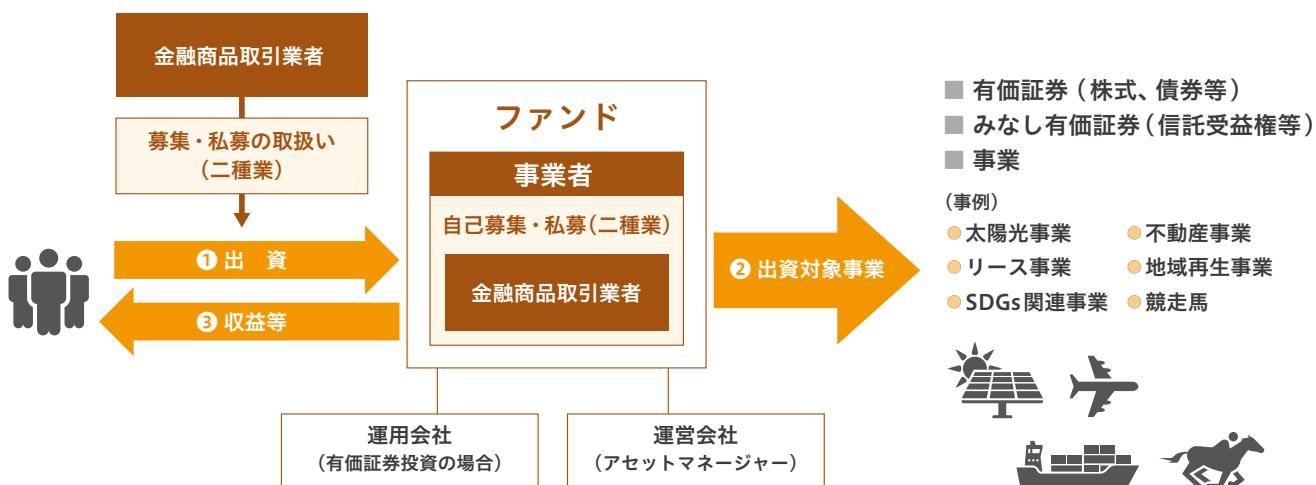
- 権利を有する者(「出資者」)が金銭等を出資又は拠出し、
- 出資又は拠出された金銭等を充てて事業(「出資対象事業」)が行われ、
- 出資者が出資対象事業から生ずる収益等の分配を受けることができる権利

事業についての限定ではなく、投資事業のほか、スタートアップやイノベーション、共感や支援に基づく地域活性化事業やSDGs関連事業等への出資等に幅広く利用されます。

用語解説

民法組合は組合員全員が合意した契約により事業を行い、債権者に対して組合員全員が責任を負います(無限責任)。匿名組合は商法に基づく組合であり、事業を行う営業者と出資者が個別に契約し(他の組合員の名前がわからないため匿名組合と呼ばれます)、営業者は無限責任を負い、出資者は出資の範囲で責任を負います(有限責任)。

投資事業有限責任組合は組合員全員の合意で成立しますが、事業を行う無限責任組合員(GP)と出資を行う有限責任組合員(LP)からなり、投資対象は株式、社債、任意組合、匿名組合、信託受益権などに限定されます。有限責任事業組合も組合員全員の合意で成立する組合ですが、有限責任の組合員のみで構成されます。



3 合同会社の社員権、合名会社及び合資会社の社員権

4 外国法人の社員権で 3 の権利を性質を有するもの など

主要な業務

自主規制及び会員に対する業務支援

○ 自主規制規則の制定

会員が行う自己募集その他の取引等に係る取引の勧誘の適正化に資するため、自主規制規則を制定しています。

● 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

法令等を遵守し顧客本位の営業活動に徹すること、顧客の属性を把握してその意向と実情に適合した投資勧誘を行うこと(適合性の原則)、などを定めています。

● 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

● 事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則

主として(運用資産の50%超)有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資以外を出資対象事業とするファンド(適用除外あり)を事業型ファンドと定義し、事業者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定めています。

● 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則

ホームページ等を通じて募集又は私募の取扱い等を行い、顧客がそのホームページ等を通じて購入の申し込みを行う業務(電子申込型電子募集取扱業務等)について、ホームページ等による表示、取引、業務管理体制の整備、募集又は私募の取扱いに関する社内体制の整備、審査、情報開示、内部管理体制、顧客管理体制などについて遵守すべき事項等を定めています。

● 第二種業内部管理統括責任者等に関する規則 ● 処分等に関する規則

● 監査規則 ● 苦情処理規則 ● 反社会的勢力との関係遮断に関する規則

● 個人情報の保護に関する指針

○ 特定投資家・適格機関投資家

金融商品取引法は、投資家を特定投資家(いわゆるプロ)と一般投資家(いわゆるアマ)に区分し、規制に差異を設けました。知識、経験、財産の状況から金融取引に係る適切なリスク判断が可能な投資家を特定投資家と位置づけ、金融商品取引業者等が特定投資家と取引する場合、契約締結前の書面交付義務等の行為規制は適用が除外されます。

特定投資家には、適格機関投資家、国、日本銀行、内閣府令で定める法人が該当し、適格機関投資家には金融商品取引業者等の金融機関、各種ファンド、保有有価証券が10億円以上の届出を行った法人等が該当します。また、特定投資家以外の法人や一定の要件に該当する個人は、特定投資家に移行できます(いわゆるプロ成り)。

また、会員及びその役職員の法令、協会規則等の理解や法令順守・コンプライアンス意識一層の向上に向けて、業務支援を行っています。

- 会員への情報提供、行政当局からの各種連絡・通知の発出
- 法令及び協会規則に対する考え方等に関するQ&Aの作成
- 第二種金融商品取引業実務必携、不動産信託受益権取引マニュアル等の作成
- 協会モデル帳票の作成及び帳票作成サイトの提供
- 社内規程（モデル）の整備
- 監査・モニタリングの実施
- 研修等の開催



年間約20コースを開講し、原則としてeラーニングにより実施しています。

- 第二種業内部管理統括責任者に対する義務研修
- 第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者に対する代替研修
- 任意研修
- 会員代表者向け講演会



- コンプライアンス相談室、税務相談室の設置
- 反社会的勢力の排除に関する支援
- 業態別の意見交換会等の開催
- 紛争解決業務



投資者からの会員の業務に関する相談、苦情の解決及び紛争解決のあっせん業務について、金融ADR機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」に業務委託しています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

(苦情・相談窓口)  **0120-64-5005** (月～金曜日 9:00-17:00)
祝日(振替休日を含む)、年末年始(12月31日～1月3日)を除く

○ 金融ADR

ADRとは、中立・公正な第三者が間に入り話し合いで紛争の解決を目指す仕組みで、裁判外紛争解決制度(Alternative Dispute Resolution)と呼ばれます。FINMAC(フィンマック)は金融庁の指定を受けた紛争解決機関であり、自主規制機関から紛争解決業務の委託を受けて苦情の解決やあっせんを行います。

第二種金融商品取引業の健全な発展を推進する業務

○ 行政当局等の意見交換・規制緩和等の各種要望への取組み

金融庁 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」に参加しています。

○ 統計情報の公表

投資型クラウドファンディング及び貸付型ファンドに関する統計情報を公表しています。

○ 普及・啓発、広報活動

- 成長企業、地方・地域へのリスクマネーの供給促進、投資型クラウドファンディングの制度及びその活用事例を幅広い関係者に周知するため、セミナーの開催等を行っています。
- 財務局主催の「第二種金融商品取引業者説明会」において、本協会の活動状況の説明を行っています。



フォラム

クラウドファンディング

クラウドファンディングとは、クラウド(crowd:大勢の人)から資金調達(ファンディング)を行うことを意味し、一般にはインターネットを利用して少額資金を多数の投資家から集める手法を指します。

クラウドファンディングには、投資型、非投資型があり、投資型はさらに株式型とファンド型に分かれます。ファンド型のうち事業型、有価証券投資型と貸付型の取扱いは第二種金融商品取引業に該当し、貸付型は一般にソーシャルレンディングと呼ばれています。

		リターン	主な規制
投資型	ファンド型	株式型	金融商品取引法(第一種少額電子募集取扱業)
		事業型	金融商品取引法(第二種金融商品取引業)
		有価証券投資型	金融商品取引法(第二種金融商品取引業・投資運用業)
		貸付型	金融商品取引法(第二種金融商品取引業)、貸金業法
		不動産	不動産特定共同事業法(特例事業スキームにおける第4号事業者は二種業)
非投資型	購入型	モノ・サービス(金銭以外)	特定商取引法
	寄付型	なし	特になし

インターネットを通じて少額(総額1億円未満、一人当たり50万円以下)を集める事業型ファンドの取扱いは、金融商品取引法上、第二種少額電子募集取扱業務とされ、それのみを取り扱う事業者の登録要件は緩和されています。当該事業者は本協会において電子募集会員となります。

○ SDGsへの取組み

- 理事会の下に設置したSDGs推進ワーキング・グループが報告書(全文・英文)を発表しており、ホームページで公表しています。
- 会員のSDGsへの取組みを支援するとともに、会員のSDGsに対する認知度や取組状況を把握するため、会員向けにアンケートを実施し、その結果をホームページで公表しています。
- 金融庁・GSG国内諮問委員会等が共催する「インパクト投資に関する勉強会」に、委員として参加しています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

本協会は、会員のSDGsへの取組みを支援します。

本協会ホームページのSDGsのサイト (t2fifa.or.jp) をQRコードからご覧いただけます。



入会のご案内

本協会は、高い法令等遵守意識を持ち、本協会の目的及び活動に賛同いただける第二種金融商品取引業者の皆様の入会を募集しております。金融商品取引法に基づく内閣総理大臣認定を受けた自主規制機関の会員となることは、社会的信頼を得るうえでお役に立つものと考えます。

会員には以下の3種類があります。

- ① 正会員自己募集その他の取引等を業として行う事業者
- ② 電子募集会員第二種少額電子募集取扱業者(投資型クラウドファンディング業務専業会社)
- ③ 後援会員本協会の活動を後援していただける方

詳細は本協会ホームページ「入会手続きについて」のサイトをご参照ください。会費その他ご不明な点は、以下にお問い合わせください。

一般社団法人
第二種金融商品取引業協会
会員部

電話番号: 03-6910-3981
E-Mail: kaiin@t2fifa.or.jp
<https://www.t2fifa.or.jp/>





一般社団法人

第二種金融商品取引業協会

Type II Financial Instruments Firms Association

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目11番2号

電話番号：(03)6910-3980



FAX番号：(03)6910-3983



<https://www.t2fifa.or.jp/>



ロゴマークのコンセプト

2本の斜めの線が「II」を意味し、右肩上がりに太くなり成長・躍進を表しています。
丸は、日本の日の丸を意味しています。

表紙イラストのコンセプト：表紙のイラストは、第二種金融商品取引業がまく信託受益権やファンドという種が、金融や不動産をはじめ、エネルギー、物流、医療、農業といった様々な分野で実を結ぶことをイメージしています。

協会概要

名 称	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
所 在 地	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
ホームページ	https://www.t2fifa.or.jp/
役 職 員 数	21名(令和5年7月1日現在)



◆ 理事会 (五十音順・敬称略 令和5年6月27日)

公益理事・会長	森 田 敏 夫 (日本証券業協会 会長)	非常勤
正会員理事	荒 木 三 郎 (三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 副会長)	非常勤
//	石 田 建 昭 (東海東京証券株式会社 取締役)	非常勤
//	遠 藤 靖 (三井不動産リアルティ株式会社 代表取締役社長)	非常勤
//	小 松 真 実 (ミュージックセキュリティーズ株式会社 代表取締役社長)	非常勤
//	白 川 至 (みずほ証券株式会社 取締役副社長)	非常勤
//	永 井 浩 二 (野村證券株式会社 取締役会長)	非常勤
//	日比野 隆司 (大和証券株式会社 取締役会長)	非常勤
//	平 野 清 久 (大和企業投資株式会社 代表取締役社長)	非常勤
//	森 嶋 淳 浩 (株式会社みずほ銀行 常務執行役員)	非常勤
//	湯 浅 哲 生 (三菱地所リアルエステートサービス株式会社 代表取締役社長)	非常勤
//	吉 岡 秀 二 (SMBC日興証券株式会社 専務執行役員)	非常勤
公益理事	岩 原 紳 作 (東京大学 名誉教授)	非常勤
専務理事	青 木 一 郎	常 勤
常務理事	犬 伏 敏 之	常 勤
公益監事	田 中 早 苗 (弁護士)	非常勤

◆ 会員数 (令和5年7月4日現在)

● 正会員 630社 ● 電子募集会員 0社 ● 後援会員 8団体



理事会



不動産意見交換会



代表者懇親会

2022(令和4)年度 事業報告

I. 総会、理事会、委員会等

会員総会3回(定時1回、臨時2回)、理事会13回(開催4回、書面9回)、政策委員会4回(開催3回、書面1回)、規律委員会2回を開催しました。

II. 事業活動の主な概要

◆ 正会員とのコミュニケーションの充実、業務運営の支援

- 3年ぶりに正会員代表者向け講演会を会場開催(後日、期間限定でウェブ配信)するとともに、講演会終了後、代表者間の親睦を図るため懇親会を開催しました。
- 不動産意見交換会(2回)を開催しました。
- 「第二種金融商品取引業 実務必携(第8版)」の冊子、「不動産信託受益権取引マニュアル(第3版)」の冊子及び電子書籍を作成し、提供しました。
- 「コンプライアンス相談室」を設置(法律事務所4社に委託)し、18社23件の利用がありました。また、「税務相談室」を設置し、5社5件の利用がありました。



代表者向け講演会

◆ 研修等

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や正会員の利便性向上の観点から、昨年度に引き続きeラーニングによる研修21コースを実施し、令和5年3月末現在、8,340名(延べ)が受講を完了しました。
- SDGs推進の一環として、eラーニングサイトにおいて2本の動画を公開しました。



研修eラーニングサイト

◆ 自主規制業務

- 暗号資産を運用対象に含む集団投資スキーム持分について、不招請勧誘の禁止を定めることとする「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の改正を行いました。
- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る実務対応Q & A【令和4年9月版】及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するQ & A【改訂第二版】」の改訂を行いました。

◆ 正会員に対する監査、モニタリング、処分等の実施

- 監査基本計画に基づき、正会員12社(テーマ別監査4社を含む)に対して、監査を実施しました。また、令和3年度監査結果について、正会員に通知及びeラーニングサイトにて動画配信を行いました。
- 法令違反等の事実が認められた正会員1社に対し、定款の規定に基づく処分(譴責)及び勸告等を行いました。
- 貸付型ファンドの取扱状況(半期ごと)、みなし有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等に関する取扱状況(四半期ごと)について、集計結果(概要)を公表しました。

◆ 投資家からの信頼性・安心感の確保、金融仲介機能の十分な発揮に向けた取組み

- 金融庁 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」にオブザーバーとして参加し、事務局に意見書を提出しました。さらに、「顧客本位タスクフォース」にもオブザーバーとして参加し、意見を表明しました。

◆ 会員からの届出・報告に係る電子化対応

- 政府における行政サービスのデジタル化の促進や金融庁における申請・届出等のオンライン化への検討・整備に合わせて、会員からの届出・報告を電子化し、事務負担の軽減や利便性の向上を図ることとしました。令和3年7月からシステムの開発を開始し、予定どおり令和4年4月1日から運用を開始しました。

◆ 入会申請書類等の英語対応

- 令和4年10月31日から、我が国に参入する海外の金融事業者等が行う第二種金融商品取引業のうち一定の条件を満たすものについて、英語による登録手続が認められたことに伴い、本協会の入会申請書類についても、英語対応を行うこととしました。また、自主規制規則について、英訳の改訂を行いました。

◆ 広報活動への取組み

- 第二種金融商品取引業及びファンドや不動産信託受益権等の金融商品・取引に対する一般投資者の理解を促進するとともに、本協会の活動等を広く認知してもらうことを目的として、新たにパンフレットを作成し、金融庁・財務局をはじめ関係機関に配付するとともに、業務説明等に活用しました。また、海外から新規参入する金融事業者に本協会への加入を促進する観点から、英語版のパンフレット及びホームページを作成し、入会関連情報の提供に注力しました。